

がん治療と就業の両立を支援する企業向けがん保険の開発について

日立キャピタル損害保険株式会社（取締役社長：三浦一也／以下、日立キャピタル損保）は、がん治療と就業の両立を支援する保険として「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」を開発し、昨年11月から本格販売を行ってまいりました。

今般、企業向けのがん保険としての機能をアップした商品改定*を実施し、販売を開始しました。

※ 以下①、②の商品改定を実施しました。企業向けのがん保険でこれら①、②の特徴を併せ持つ保険商品は国内保険業界初（2018年6月現在、当社調べ）のものとなります。

① がんの罹患経験がある従業員も当社所定の条件のもとに補償の対象とし、これらの従業員にがんが再発・転移した場合も補償する特約の新設

② がん保険固有の「待ち期間（90日間）」を設けずに保険始期日から補償が開始する特約の新設

本商品は、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を基点とした経営を標榜する日立キャピタルグループに属する当社において、お客さま企業の健康経営に資する戦略的な商品と位置づけ、積極的に販売を行ってまいります。

1. 開発の背景

- ・近年の医療技術の進歩により、がん治療が入院から通院へと変化しつつあること等を踏まえ、従業員には働きながらかん治療を行いたいというニーズがあり、企業側には健康経営に取り組む中で、福利厚生の一環としてそのような従業員を経済的に支援したいというニーズがあります。
- ・日立キャピタル損保では、病気やケガを直接の原因として長期間にわたり仕事ができなくなったときの収入の減少を補償する団体長期障害所得補償保険を主力商品として販売してまいりましたが、がん治療と就業の両立を経済面から支援する保険として「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」を開発し、昨年11月より本格販売を行ってまいりました。
- ・企業が従業員の福利厚生目的で保険加入する場合には、がんの罹患経験がある従業員も含めた全従業員を公平に補償の対象としたいというニーズがありましたが、これまでの商品は、罹患経験者は加入することができませんでした。そこで過去にがんに罹患したことがある従業員も当社所定の条件のもとに補償の対象とし、これらの従業員にがんが再発した場合も補償する特約を新設するなどの商品開発を行ったものです。

2. 企業向け「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」の概要

- ・入院日数や通院日数を保険金の支払基準とする一般的ながん保険とは異なり、がんの治療にともなって「仕事に支障がある期間（日数）」*に対して、「所得補償保険金」を最大1,000日分お支払いします。また、就業に制限がある期間が「1,000日を超えて」継続した場合には、「就業障害継続一時金」を支払う補償もごさいます。

※ 「仕事に支障がある期間（日数）」は、医師の診断によります。一般的な「就業不能保険」で対象とする「入院や自宅療養などで仕事ができない期間」のみならず「復職後の時短勤務や残業制限などがある期間」も対象となります。

- ・上記の保険金に加え、がんと診断された場合の一時金(がん診断保険金)や先進医療を受療した場合の補償(先進医療保険金)も備えており、がん治療の開始から復職までを経済的にサポートします。
- ・今回新設した特約により、以下①、②の特長が追加となりました。

- ① がんの罹患経験者でも所定の条件を満たす場合は、補償の対象となります。(初年度契約の保険始期日から当社所定の期間内にがんと診断確定されたり、がんの治療が行われていない場合に限りです。)
- ② 企業が福利厚生目的で従業員全員を対象として制度導入する商品であることを踏まえ、がん保険固有の「待ち期間（90日間）」を設けず、保険期間の初日から補償が開始します。

【ご契約例】

従業員500名（男女各250名、平均年齢40歳）、団体割引15%

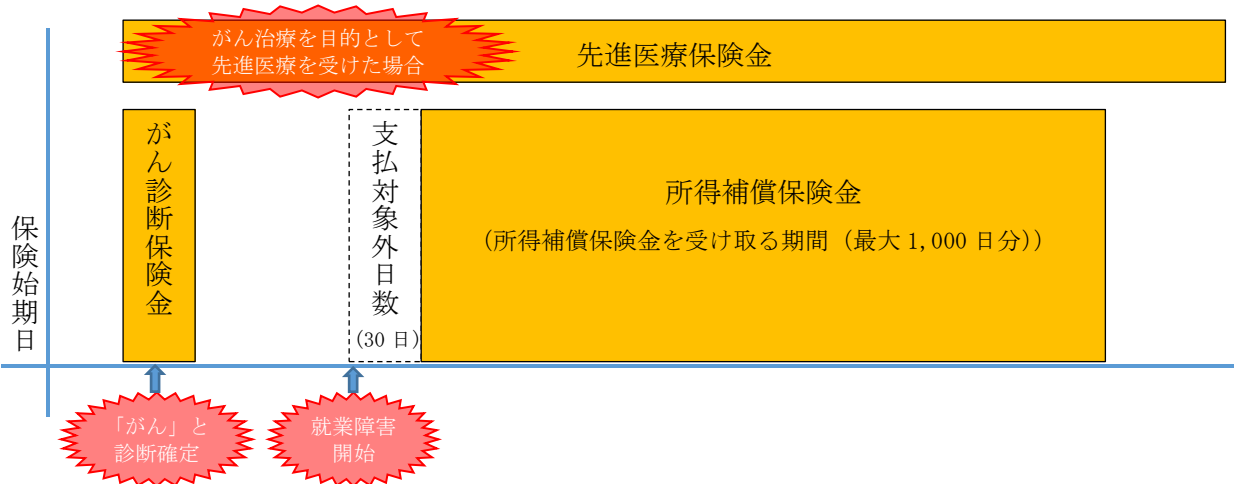
所得補償保険金の支払対象外日数：30日

<補償の対象となる従業員>

初年度契約の保険始期日から過去1年間にがんと診断確定されたり、がんの治療が行われていない方

お支払する保険金		保険料（1年間）
① 所得補償保険金 （終日就業障害状態）	1日につき5,000円	2,940,000円
（一部就業障害状態）	1日につき2,500円	
② 先進医療保険金	1回につき500万円まで	
③ がん診断保険金 （悪性新生物の場合）	10万円	
（上皮内新生物の場合）	1万円	

※このご契約例には、就業障害継続一時金は含まれていません。



— 「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」に関するお問い合わせ先—

日立キャピタル損害保険株式会社 開発営業第1部：03-5276-5602

受付時間：午前9時～午後5時 ※土・日・祝日・年末年始を除く